

○松戸市自転車駐車場条例施行規則

平成9年3月31日

松戸市規則第34号

改正 平成9年9月30日規則第48号
平成10年4月30日規則第43号
平成10年9月30日規則第57号
平成11年3月31日規則第36号
平成12年3月31日規則第35号
平成13年3月28日規則第18号
平成13年6月29日規則第54号
平成13年9月14日規則第58号
平成14年3月20日規則第16号
平成15年1月15日規則第1号
平成15年3月31日規則第21号
平成15年10月31日規則第67号
平成15年12月12日規則第74号
平成16年12月24日規則第76号
平成17年6月30日規則第57号
平成18年3月10日規則第8号
平成18年3月27日規則第15号
平成18年7月11日規則第53号
平成19年3月23日規則第8号
平成20年1月25日規則第1号
平成22年2月26日規則第3号
平成23年3月30日規則第16号
平成26年7月3日規則第47号
平成26年12月26日規則第63号
平成27年5月27日規則第53号

平成28年 3月24日規則第12号

平成29年 3月 8日規則第12号

平成29年12月26日規則第66号

令和元年 9月17日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市自転車駐車場条例（平成8年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 条例第2条第2項に規定する自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、駐車場の管理上必要があると認める場合は、当該駐車場における自転車等の入出庫の取扱時間を定めることができる。

2 条例第4条第2号の規則で定める一時使用の使用時間帯は、午前7時から午後7時30分まで（機械式駐車場にあっては、午前0時から午後12時まで）とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、駐車場の供用時間若しくは一時使用の使用時間帯を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

(駐車場の定期使用の許可)

第4条 条例第5条第1項の規定により定期使用をしようとする者は、市長が定める期日までに松戸市自転車駐車場定期使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否の決定をするものとする。この場合において、申請者の数が当該駐車場の定期使用の収容台数を超えるときは、抽選により決定をするものとする。

3 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、その結果を松戸

市自転車駐車場定期使用申請結果通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、定期使用を許可したときは、併せて定期使用カード（第3号様式）を交付するものとする。

- 4 定期使用の許可を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、駐車場を使用するときは、前項の定期使用カードを携帯し、職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（使用料の納付等）

第5条 定期使用者は、当該月分の使用料を前月の末日までに納付しなければならない。この場合において、定期使用者は、3か月分又は6か月分の使用料を一括して納付することができる。

- 2 市長は、使用料の納付を受けたときは、定期使用シール（第4号様式）を当該定期使用者に交付するものとする。

- 3 定期使用シールの交付を受けた定期使用者は、当該シールを当該自転車等の見やすい箇所に貼付しなければならない。

（一時使用の方法）

第6条 条例第5条第1項ただし書の規定により一時使用をしようとする者は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める方法により駐車場を使用しなければならない。

- (1) 機械式駐車場以外の駐車場 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 回数券を使用しない場合 駐車場に入場する際に使用料を納付し、一時使用券（第5号様式）の交付を受け、及び当該一時使用券を自転車等に貼付して駐車する方法

イ 回数券を使用する場合 駐車場に入場する際に回数券（第5号様式の2）を自転車等に貼付して駐車する方法

- (2) 機械式駐車場 所定の位置に自転車等を駐車させ、駐車場を出場する際に自動精算機により使用料を納付する方法

（申請事項等の変更の届出）

第7条 定期使用者は、次の各号に掲げる申請書記載事項に変更が生じたときは、直ちに松戸市自転車駐車場定期使用変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 通勤又は通学先
- (3) 使用車種
- (4) 使用区分

(定期使用券等の再交付)

第8条 定期使用者は、定期使用カード又は定期使用シール（以下「定期使用券等」という。）を紛失し、破損し、又は汚損したときは、松戸市自転車駐車場定期使用券等再交付申請書（第7号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項の規定により生活保護を受けている世帯に属する者 免除
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 免除
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者 免除
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 免除
- (5) その他市長が特別の理由があると認めた者 市長が別に定める割合

2 定期使用料の減額又は免除を受けようとする者は、松戸市自転車駐車場定期使用料（減額・免除）申請書（第8号様式）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 使用料の減額又は免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、直

ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定期使用者が使用許可の取消の申出をした場合 納付した額から使用した月分の使用料を控除した額

(2) 定期使用者が使用の許可を受けた期間において、市の都合により駐車場の供用を休止する場合 市長が別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、松戸市自転車駐車場定期使用料還付申請書(第9号様式)に定期使用券等を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げる行為をしないこと。

(2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自転車等を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込まないこと。

(4) みだりに騒音を発しないこと。

(5) 物品の販売等の営業行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(譲渡、転貸禁止)

第12条 定期使用者は、駐車場を定期使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか駐車場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月30日松戸市規則第48号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、別表松戸駅東口高架下自転車駐車場の項の次に松戸駅西口第1自転車駐車場及び松戸駅西口第2自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成10年4月30日松戸市規則第43号）

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成10年9月30日松戸市規則第57号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日松戸市規則第36号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日松戸市規則第35号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日松戸市規則第18号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日松戸市規則第54号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年9月14日松戸市規則第58号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日松戸市規則第16号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月15日松戸市規則第1号）

この規則は、平成15年1月20日から施行する。

附 則（平成15年3月31日松戸市規則第21号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月31日松戸市規則第67号）

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成15年12月12日松戸市規則第74号）

この規則は、平成15年12月20日から施行する。

附 則（平成16年12月24日松戸市規則第76号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市自転車駐車場条例施行規則の規定は、平成17年度分の使用に係る申請から適用し、平成16年度分の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月30日松戸市規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（施行日前の指定管理者の指定手続等）
- 2 市長は、施行日前においても、この規則による改正後の松戸市自転車駐車場条例施行規則第13条から第17条までの規定の例により、指定管理者の指定の手続その他の行為を行うことができる。

附 則（平成18年3月10日松戸市規則第8号）

この規則は、平成18年3月11日から施行する。

附 則（平成18年3月27日松戸市規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日松戸市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日松戸市規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月25日松戸市規則第1号）

この規則は、平成20年1月26日から施行する。

附 則（平成22年2月26日松戸市規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日松戸市規則第16号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 3 日松戸市規則第47号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日松戸市規則第63号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月27日松戸市規則第53号）

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日松戸市規則第12号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 8 日松戸市規則第12号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月26日松戸市規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月17日松戸市規則第13号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐車場

名称	位置
松戸駅東口自転車駐車場	松戸市松戸1, 243番地の3
松戸駅東口相模台自転車駐車場	松戸市岩瀬487番地の7
北松戸駅東口第1自転車駐車場	松戸市上本郷888番地の6
北松戸駅東口第2自転車駐車場	松戸市上本郷905番地の8
馬橋駅西口自転車駐車場	松戸市西馬橋蔵元町1番地
新松戸駅東口第1自転車駐車場	松戸市幸谷590番地の1
新松戸駅西口第1自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目463番地

新松戸駅西口第2自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目361番地の1
新松戸駅西口第3自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目297番地
新松戸駅西口第4自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目308番地
新松戸駅西口第5自転車駐車場	松戸市新松戸三丁目459番地
新松戸駅西口第7自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目360番地
新松戸駅西口第8自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目10番地の1
新松戸駅西口高架下第1自転車駐車場	松戸市幸谷1,198番地の4
北小金駅南口第1自転車駐車場	松戸市小金443番地の16
北小金駅南口第2自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目2番地の9
北小金駅南口高架下自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目1番地
北小金駅北口第1自転車駐車場	松戸市東平賀241番地の4
北小金駅北口第2自転車駐車場	松戸市殿平賀186番地の10
北小金駅北口参道第1自転車駐車場	松戸市平賀19番地の8
北小金駅北口高架下自転車駐車場	松戸市東平賀235番地の4
松戸新田駅北口第1自転車駐車場	松戸市松戸新田420番地の1
稔台駅南口第1自転車駐車場	松戸市稔台七丁目1番地の8
八柱駅南口第1自転車駐車場	松戸市日暮一丁目4番地の3
八柱駅北口第1自転車駐車場	松戸市日暮二丁目4番地の1
八柱駅北口第2自転車駐車場	松戸市日暮一丁目1番地の14
八柱駅北口第3自転車駐車場	松戸市日暮二丁目5番地の12
常盤平駅北口第1自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目31番地
常盤平駅北口第2自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目31番地
常盤平駅北口第3自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目31番地
常盤平駅南口第1自転車駐車場	松戸市常盤平二丁目34番地
松飛台駅第1自転車駐車場	松戸市紙敷一丁目4番地の14
五香駅東口第3自転車駐車場	松戸市五香一丁目1番地
五香駅西口第2自転車駐車場	松戸市常盤平五丁目28番地

六実駅第1自転車駐車場	松戸市六実四丁目7番地の2
六実駅第2自転車駐車場	松戸市六実三丁目8番地の13
矢切駅第1自転車駐車場	松戸市下矢切150番地の7
矢切駅第2自転車駐車場	松戸市栗山121番地の48
矢切駅第3自転車駐車場	松戸市栗山18番地の2

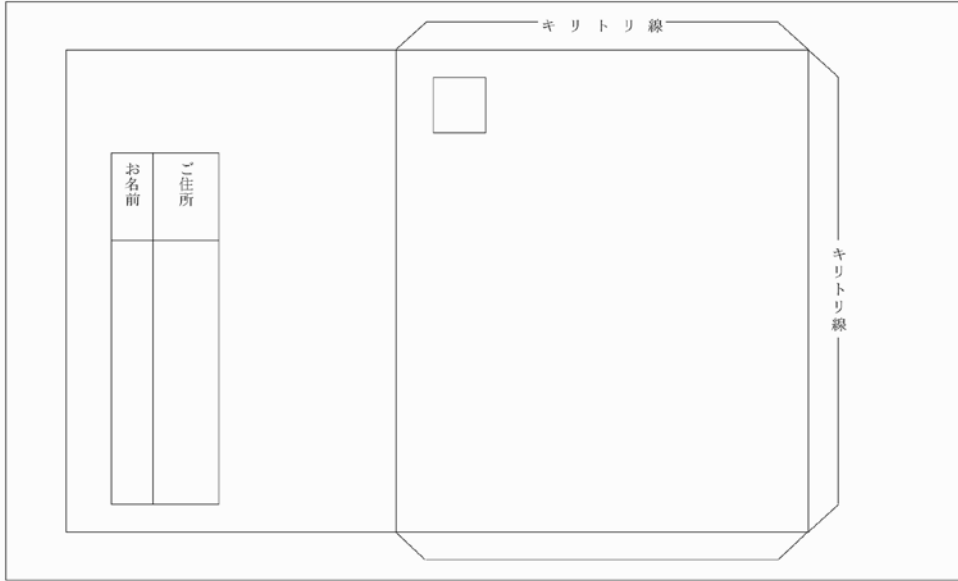
2 最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐車場

名称	位置
松戸駅東口高架下自転車駐車場	松戸市根本448番地の7
松戸駅西口公園下自転車駐車場	松戸市本町22番地の3
松戸駅西口高架下自転車駐車場	松戸市根本16番地の10
松戸駅西口第2自転車駐車場	松戸市根本8番地の7
松戸駅西口第3自転車駐車場	松戸市松戸1,286番地の6
松戸駅西口第4自転車駐車場	松戸市本町23番地の2
松戸駅西口第5自転車駐車場	松戸市松戸1,286番地の1
北松戸駅西口自転車駐車場	松戸市上本郷530番地の1
馬橋駅東口高架下自転車駐車場	松戸市中根39番地の1
馬橋駅西口高架下自転車駐車場	松戸市西馬橋幸町4番地の12
新松戸駅西口高架下第2自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目405番地
新松戸駅西口高架下第3自転車駐車場	松戸市幸谷1,201番地の3
八柱駅南口第2自転車駐車場	松戸市日暮三丁目6番地の3
五香駅東口第2自転車駐車場	松戸市金ヶ作422番地
五香駅東口第4自転車駐車場	松戸市五香六丁目3番地の1

(表)

キリトリ線																						
松戸市自転車駐車場定期使用申請書											整理番号											
(宛先) 松戸市長											年 月 日											
自転車駐車場の定期使用の許可を受けたいので申請します。																						
申請者	平	—										電話	—									
	住所	—		市区	—		丁目	—		番地	—		校番	—								
	マンション・アパート名など	—										—		—		—						
氏名	フリガナ	—										フリガナ	—									
	氏	—										名	—									
使用区分		1 一般		2 高校生以下		使用方法		1 自宅⇒駐輪場		2 駐輪場⇒通勤・通学先		身体障害者手帳の有無		1 有 2 無								
第1希望 駐輪場コード		—		—		—		—		—		—		—								
使用車種	1 自転車	防犯登録番号		—		—		—		—		—		—								
	2 原付(50cc以下)	ナンバー		—		—		—		—		—		—								
	3 自動二輪(50cc超125cc以下)	ナンバー		—		—		—		—		—		—								
第2希望 駐輪場コード		—		—		—		—		—		—		—								
使用車種	1 自転車	防犯登録番号		—		—		—		—		—		—								
	2 原付(50cc以下)	ナンバー		—		—		—		—		—		—								
	3 自動二輪(50cc超125cc以下)	ナンバー		—		—		—		—		—		—								

(裏)



第2号様式（その1）（第4条関係）

（用紙規格 縦10.1センチメートル横36.5センチメートル）

（左）

松戸市自転車駐車場定期使用申請結果通知書

年 月 日

○他の自転車駐車場を新たに申請した場合は、使用許可が取り消されます。

松戸市長

下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

使用を許可します。

許可番号		車 種	
駐車場名		駐車位置	
許可期間	年 月から 年 月まで		

（右）

使 用 上 の 注 意
<p>1 松戸市自転車駐車場条例に違反する行為をした場合は、使用許可を取り消します。</p> <p>2 使用する月の前月の末日までの間に条例で定める使用料を納入しなければなりません。 （許可期間内であっても定められた期日までに納入しない場合は、許可を取り消しますのでご注意ください。）</p> <p>3 使用料は、定期使用券売機にて、1か月分、3か月分、6か月分を選択することができます。</p> <p>4 使用料を納入したら、定期使用シールを受け取り、自転車等の見やすい箇所に貼付してください。</p> <p>※ 自転車駐車場内における盗難、損傷、その他事故による損害について、市は一切責任を負いません。</p>

松戸市自転車駐車場定期使用申請結果通知書

年 月 日

○他の自転車駐車場を新たに申請した場合は、使用許可が取り消されます。

--

松戸市長

下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

使用を許可します。

許可番号	
駐車場名	
許可期間	年 月から 年 月まで


車 種	
駐車位置	

使 用 上 の 注 意

- 1 松戸市自転車駐車場条例に違反する行為をした場合は、使用許可を取り消します。
 - 2 使用する月の前月の末日までの間に条例で定める使用料を納入しなければなりません。
（許可期間内であっても定められた期日までに納入しない場合は、許可を取り消しますのでご注意ください。）
 - 3 使用料は、定期使用券売機にて、1か月分、3か月分、6か月分を選択することができます。
 - 4 使用料を納入したら、定期使用シールを受け取り、自転車等の見やすい箇所に貼付してください。
- ※ 自転車駐車場内における盗難、損傷、その他事故による損害について、市は一切責任を負いません。

(表)

郵便はがき



年 月 日

松戸市自転車駐車場定期使用申請結果通知書
松戸市長
下記のとおり決定しましたので、通知します。
記

(理由)

(用紙規格 縦14センチメートル横10.2センチメートル)

(裏)

お 知 ら せ

- 1 落選した方は、待機者登録となり、定期使用者に使用取消しが出た場合に、繰上げ当選となります。
なお、繰上げ当選された方には、通知書を送付します。
- 2 今回の抽選結果により、他の駐車場をご希望の場合は、随時募集で改めて申請をしてください。各駐車場管理棟に備え付けの申請書を直接、指定駐車場管理棟(定期使用券売機設置)へ提出してください。
- 3 他の自転車駐車場を新たに申請した場合は、待機者登録が抹消となります。

(教示)

第3号様式(第4条関係)

(用紙規格縦8.6センチメートル横5.4センチメートル)

(表)

↑この面を上にして差し込んでください	定期使用カード	※裏面をお読みください
	許可番号 車種： 駐車位置： 許可期限 年度有効期限	
	様 自転車駐車場 松 戸 市	

(裏)

注 意 事 項
1 このカードは、係員から請求があったときは提示してください。
2 このカードは、第三者に譲渡又は貸与できません。
3 このカードは、折り曲げたり磁気に近づけたりはしないでください。
4 このカードにより所定の券売機に使用料を納付しなければなりません。 (許可期間内であっても定められた期日までに納付しない場合は、許可を取り消します。ご注意ください。)
5 このカードを紛失し、又はき損したときは速やかに再交付の手続をしてください。

第4号様式(第5条関係)

(用紙規格縦5.5センチメートル横4センチメートル)

定期使用シール
許可番号
車種
駐車位置
有効期限 年
月末
発行 年 月 日
自転車駐車場

第5号様式(第6条関係)

(用紙規格縦19.9センチメートル横5.5センチメートル)

一 時 使 用 券

1 本券は、必ずハンドルに取り付けてください。

2 指定された位置に駐車し、施錠してください。

3 使用期間を超えて駐車したときは、自転車等を移送し、保管します。

4 自転車駐車場内における事故、盗難、損害等については、市は一切責任を負いません。

NO.

当日限り有効です。 自 転 車 用
ただし、一度退場すると無効になります。

年 月 日

松戸市自転車駐車場

(切り取ってお持ちください。)

一 時 使 用 券

年 月 日

¥

松戸市自転車駐車場


第5号様式の2(第6条関係)

(用紙規格縦19.9センチメートル横5.5センチメートル)

(領収書)

(回数券)

松戸市自転車駐車場一時使用券 自転車用 No. _____ 回数券 (11枚綴) 領収書 円 一時使用(回数券)の料金として上記金額を領収いたしました。 この券の払い戻しはいたしません。
松戸市自転車駐車場一時使用券 No. _____ 領収書(控) 一時使用(回数券)の料金として 円を領収いたしました。

松戸市自転車駐車場 一時使用券(回数券) 自転車用 円 No. _____ 《利用上の注意》 1 この券は、当日限り有効です。 ただし、一度退場すると無効になります。 2 この券は、必ずハンドルに取り付けてください。  3 指定された位置に駐車し、施錠してください。 4 使用期間を超えて駐車したときは、自転車を移送し、保管します。 5 自転車駐車場内における事故、盗難、損害等については、市は一切責任を負いません。 6 この券の払い戻しは、いたしません。 7 満車の場合は、ご利用できませんのでご了承ください。 年 月 日

年 月 日

松戸市自転車駐車場定期使用変更届

(あて先)松戸市長

住 所
氏 名
電 話

次のとおり定期使用の申請事項に変更がありましたので届け出ます。

自転車駐車場名		許可番号	
変 更 事 項			
	旧	新	
住 所			
氏 名			
通勤又は通学先			
使 用 車 種			
使 用 区 分			
変 更 年 月 日	年 月 日		

※ 変更する事項だけ記入してください。

年 月 日

松戸市自転車駐車場定期使用券等再交付申請書

(あて先)松戸市長

住 所

氏 名

電 話

次のとおり松戸市自転車駐車場定期使用券等の再交付を申請します。

再 交 付 書 類	1 定期使用カード 2 定期使用シール
自転車駐車場名	
許 可 番 号	
再 交 付 の 理 由	1 紛失 2 破損 3 その他()
備 考	

年 月 日

松戸市自転車駐車場定期使用料(減額・免除)申請書

(あて先)松戸市長

住 所

氏 名

電 話

次のとおり松戸市自転車駐車場定期使用料(減額・免除)を申請します。

自転車駐車場名	
許 可 番 号	
申 請 理 由	

※ 減額・免除を受ける要件に該当する事実を証明できる書類を添付すること。

第9号様式（第10条関係）

（用紙規格 J I S A 4）

年 月 日

松戸市自転車駐車場定期使用料還付申請書

（宛先）松戸市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

次のとおり松戸市自転車駐車場定期使用料の還付を申請します。

自転車駐車場名	
許 可 番 号	
使 用 車 種	
有 効 期 限	年 月 月末まで
使 用 取 消 日	年 月 日

還 付 の 内 訳	年 月 日から 年 月 日まで	還付金額 円
-----------	-----------------	--------

太枠内は、記入しないでください。

- 第 1 号様式（第 4 条関係）
- 第 2 号様式（その 1）（第 4 条関係）
- 第 2 号様式（その 2）（第 4 条関係）
- 第 2 号様式（その 3）（第 4 条関係）
- 第 3 号様式（第 4 条関係）
- 第 4 号様式（第 5 条関係）
- 第 5 号様式（第 6 条関係）
- 第 5 号様式の 2（第 6 条関係）
- 第 6 号様式（第 7 条関係）
- 第 7 号様式（第 8 条関係）
- 第 8 号様式（第 9 条関係）
- 第 9 号様式（第 10 条関係）